

立川市社会教育関係団体の登録更新について

■ 登録の更新と有効期間

立川市社会教育関係団体登録要綱（平成5年8月6日教育長決定。以下「要綱」という。）では、社会教育関係団体の状況把握と適正な登録の継続のため、3年に1度の登録更新をすることを規定している。

これまでの登録有効期間は令和2年9月1日から令和5年8月31日までで、今回の更新により、令和5年9月1日から令和8年8月31日までの有効期間となり、1,111団体の更新を行った。

※ 社会教育関係団体・・・社会教育活動等を行う団体で、要綱第3条に規定する条件（営利を目的としない、構成員が8人以上、活動の拠点が市内にあるなど）を満たす団体。生涯学習関連施設の使用料の減額又は免除等が受けられる。

■ 登録更新事務日程

5月25日	更新書類送付	1,296団体
6月30日	更新手続き締切	
7月14日	未提出団体へ催促はがき送付	321団体
8月16日	書類不備保留団体へ通知送付	12団体
8月17日～	登録証発送	1,111団体

■ 登録更新の内容

【更新対象団体数】

登録団体（5月25日時点）	1,296団体
更新確認書による登録更新団体（1月1日～8月31日新規登録団体）	33団体
合計	1,329団体

※ 令和5年1月以降の新規登録団体は有効期間が短いことから、登録申請書の内容で9月1日付けで更新する旨の確認を行い、全団体（33団体）が更新した。

【内訳】

登録更新団体		1,111団体
登録更新をしなかった団体等		218団体
内訳	解散等届出書提出団体（令和5年6月1日～8月31日）	38団体
	未更新による登録取消団体	178団体
	審査の結果登録取消となった団体	2団体
合計		1,329団体